

三重県視覚障害者支援センター事業計画要旨

申請者：社会福祉法人三重県視覚障害者協会

1 三重県視覚障害者支援センターの運営上の基本方針

三重県では、障がい者保健福祉行政の基本方針を「みえ障がい者共生社会づくりプラン」により示し、「障がいの有無によって分け隔てられることなく、お互いに人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現」を目指しています。

三重県視覚障害者支援センター（以下「支援センター」という。）が、三重県内に居住等をしている視覚に障がいのある人たちに対し、視覚に障がいのない人と同じように日常生活及び社会生活を送ることができるよう支援するための施設であることを深く認識し、視覚に障がいのある人たちの自立と社会参加推進のため、支援センターの機能が発揮できるよう十全な運営を行います。

（１）業務品質の向上

支援センターを利用する視覚障がい者が、満足できる良質のサービスと業務の品質を高めます。

（２）コスト削減の徹底

限られた予算の中で、最大限の効果があげられるよう創意工夫に努めます。

（３）利用者が利用し易い環境づくり

視覚障がい者及びそれを支えるボランティアが、多く利用する施設であることを念頭に置き、利用者の立場に立った環境づくりに努めます。

（４）県民の公平な利用の確保

支援センターの設置目的（役割）を多くの方に知っていただくため、市町や関係機関と連携してその周知に努め、また、積極的にアウトリーチ活動を行うなど、県民の平等かつ公平な利用の機会を確保します。

2 施設及び設備の維持管理等

（１）施設の防災対策について

支援センターは、三重県社会福祉会館の１階の一部にあり、その火災、震災等の予防及び人命の安全確保並びに被害を最小限に留めることについては、「三重県社会福祉会館消防計画」により実施します。

（２）施設・設備の適切な維持管理

施設・設備の修繕箇所の早期発見に努め、発見した場合は、速やかに県に報告するとともに、「リスク分担表」に基づき、早期の改修に努めます。

また、施設・設備の使用については、細心の注意と清潔さに心を配ります。

（３）危機管理について

業務運営上の危機管理については、「社会福祉法人三重県視覚障害者協会危機管理方針」に基づき行います。

（４）個人情報の保護

「社会福祉法人三重県視覚障害者協会個人情報保護に関する基本方針」に基づき個人情報を適切に保護します。

（５）環境への配慮

節電、グリーン購入、リユース、リサイクルの徹底など環境に配慮した維持管理を行います。

3 達成目標及び事業の実施計画

各事業の実施計画及び達成目標は、次の通りです。

(1) 点字図書館事業

- ① 点字図書、録音図書、点字雑誌、録音雑誌等の製作を行います。
- ② 点字図書、録音図書、点字雑誌、録音雑誌等の貸出・閲覧を行います。

	令和8年度 計画	令和9年度 計画	令和10年度 計画	令和11年度 計画	令和12年度 計画
直接貸出	12,000	12,000	12,000	12,000	12,000
サピエ図書館 ダウンロード	90,000	90,000	90,000	90,000	90,000
計	102,000	102,000	102,000	102,000	102,000

- ③ 図書情報誌「図書だより」の発行、視覚障がい者の求めに応じて、個人的資料（図書、雑誌、説明書、チラシ等）の点訳又は音訳、対面朗読等を行います。

(2) 点訳・音訳ボランティア等の育成・支援事業

点訳・音訳ボランティアの育成を図るとともに、スキルアップのための指導者研修会等を行います。

(3) 生活相談及び訓練事業

- ① 視覚障がい者から相談内容、ニーズを聴き取り、関係機関等と連携しながら個別的又は集団的に必要な助言又は指導を行います。
- ② 視覚障がい者の日常生活及び社会生活における適応性を確保するため、個別指導又は講習会等の方法により、生活訓練・指導を行います。

	令和8年度 計画	令和9年度 計画	令和10年度 計画	令和11年度 計画	令和12年度 計画
歩行訓練	200人	200人	200人	200人	200人
点字教室	50人	50人	50人	50人	50人
福祉機器の活用方法	245人	245人	245人	245人	245人
食生活	5人	5人	5人	5人	5人
家事管理	80人	80人	80人	80人	80人
社会資源の活用方法	20人	20人	20人	20人	20人
計	600人	600人	600人	600人	600人

- ③ 災害発生時における視覚障がい者への情報提供、避難誘導や避難所における支援等について理解を深め、災害時に機能するようにするため、防災に関する研修会を開催します。

(4) 情報提供事業

- ① その時々、適切な生活情報、募集内容の周知、お互いの情報交換、俳句などの発表の場等として視覚障がい者生活情報誌「はなしょうぶ」（以下「はなしょうぶ」という。）を年12回発行します。
- ② ホームページに、「はなしょうぶ」、「図書だより」、各種募集等を掲載するほか、事業計画、予算、事業報告、決算等を掲載し、情報公開のツールとしても使用します。
- ③ 三重県からの原稿に基づき、「県政だよりみえ」点字版・録音版、「みえ県議会だより」点字版・録音版を発行します。

(5) 社会参加促進事業

- ① 視覚障がい者にとって各種情報の入手バリアの解消のため、ICTサポートセンターとしての役割を担い、ICTサポーターを養成するとともに、ICTサポートを希望する者への相談・指導等を行います。
- ② 視覚障がい者の健康づくり、体力づくり、仲間づくりを促進するため、障害者スポーツ指導員や、ボランティアの支援を得て、各種スポーツ愛好者の拡大を図ります。また、視覚障がい者の知的満足度を高めるとともに、仲間づくり等にも資するため、ボランティアの支援も得て、講演会、研修会、教室などの方法により、文化活動の活性化を図ります。

(6) 小中学校等に対する視覚障がい者福祉の普及啓発

点字指導、介助の方法、生活体験、日常生活用具に関する学習機会等を、施設見学や学校訪問を通して提供するとともに、視覚障がいに関するパンフレットを作成し、小中学校等に配布し、視覚障がいに対する理解促進を図ります。

(7) 盲ろう者通訳・介助員養成講座の支援

三重県聴覚障害者支援センターが実施する「盲ろう者通訳・介助員養成講座」について、講師の派遣、点字資料の作成、機器・会場の提供など必要な支援を行います。

(8) 自己評価

利用者アンケートや日常の業務を通じて得た意見などをもとに年2回定期的に自己評価を行い、さらなる業務の改善を目指します。

4 運営体制

常勤職員：所長1名、次長（欠員）、主査・点字指導員1名、司書・音訳指導員1名、司書・図書館業務員1名、予算経理・管理担当1名
業務補助員：図書館業務員2名、生活訓練担当1名、ITサポート等担当2名、情報支援担当2名
ボランティア：点訳ボランティア、音訳ボランティア、貸出ボランティア等

5 収支計画

	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	8～12 合計
指定管理料	58,075,000	58,075,000	58,075,000	58,075,000	58,075,000	290,375,000
受取利息	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	25,000
収入合計	58,080,000	58,080,000	58,080,000	58,080,000	58,080,000	290,400,000

人件費	32,000,000	32,000,000	32,000,000	32,000,000	32,000,000	160,000,000
光熱水費・保守 管理費分担金	12,000,000	12,000,000	12,000,000	12,000,000	12,000,000	60,000,000
その他事務費	3,000,000	3,000,000	3,000,000	3,000,000	3,000,000	15,000,000
事業費	11,080,000	11,080,000	11,080,000	11,080,000	11,080,000	55,400,000
支出合計	58,080,000	58,080,000	58,080,000	58,080,000	58,080,000	290,400,000

6 法人の概要

社会福祉法人三重県視覚障害者協会の前身は大正 12 年に結成された「三重県盲人会」で、昭和 46 年に「三重県視覚障害者協会」と改称し、昭和 46 年 10 月 29 日に厚生大臣から社会福祉法人の認可を受けました。

昭和46年12月から「三重県盲人センター」の運営を、昭和61年4月からは「三重県点字図書館」の運営を三重県から委託され、平成18年4月からは「三重県視覚障害者支援センター」の指定管理者として指定を受け、管理運営に務めてきました。

協会独自事業としては、毎年、三重県視覚障害者福祉大会を主な内容として「あいふえすた」を開催するとともに、女性部、青年部、情報部、スポーツ部活動などを通して、県内視覚障がい者の個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援活動等を行っています。また、視覚障がい者日常生活用具等の販売斡旋事業も行っています。

理事10名、監事2名、評議員17名

組織：評議員会、理事会、事務局、女性部、青年部、情報部、スポーツ部、支部（12）